

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法では、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無によって分けへだてられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があるとしています。

本計画では、このような社会の実現に向け、障害のある人が自らを最大限発揮し、自分らしく生き生きとした生活がおくれる社会をめざして、次のように本計画の基本理念を定めることとします。

#### 《計画の基本理念》

**障害のある人、ない人が、  
ともに理解し合い、  
こころ豊かに暮らす共生社会  
をめざして**

### 第2節 計画の基本方針

本計画においては、これまでの本町の障害者福祉施策の考え方や、国の新たな障害者基本計画（第4次）の考え方等を踏まえ、基本理念のもとに以下の6つの基本方針を定め、施策の推進を図ります。

#### 基本方針1：自立生活の支援の推進

障害のある人が必要なサービスを選択できるよう、障害のある人への相談支援及び情報提供の充実に努めます。また、ボランティアの育成に努め、福祉のまちづくりを推進します。

## 基本方針 2：保健・医療の推進

乳幼児期における障害の早期発見・療育の充実から、障害の原因となる生活習慣病予防等の予防や健康づくり、高齢化や障害の重度化などへの対応とともに、障害のある人に対するリハビリテーション及び地域医療の充実に努めます。

## 基本方針 3：教育・文化・スポーツ等の振興

障害のある児童の個々の障害の特性に配慮し、子どもの発達に沿った保育・教育の充実を図ります。また、障害のある人が生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動等へ参加しやすい環境づくりを進めます。

## 基本方針 4：雇用・就業・経済的自立の支援

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、障害者雇用に向けた普及啓発、関係機関と連携した雇用の場の確保及び就労の定着を図ります。また、経済的支援及び負担の軽減を目的とした各種制度の周知を図ります。

## 基本方針 5：安全・安心な生活環境の整備

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障害のある人や高齢者をはじめ、すべての人が安心して移動・活動できるまちづくりをめざします。災害時等の緊急時の対応や防犯対策の充実など、暮らしやすい環境の整備を進めます。

## 基本方針 6：差別の解消・権利擁護の推進

障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害や障害のある人に対する理解や配慮が促進されるよう理解・啓発の取組みを進めます。また、地域や学校での福祉教育を推進し、町民の福祉に関する意識の醸成を図ります。

### 第3節 施策の体系

計画	基本方針	施策	事業		
第3次 障害者 計画	自立生活の支援の推進	1. 自立生活に向けた支援の充実	(1)情報提供の充実 (2)相談窓口の充実 (3)障害福祉サービスの充実 (4)地域生活支援事業の充実		
		2. 地域ぐるみの支援体制の充実	(1)ボランティア活動の充実		
	保健・医療の推進	1. 障害の原因となる疾病等の予防の充実	(1)早期発見・早期療育の充実 (2)保護者への支援体制の充実 (3)地域療育体制の充実 (4)健康づくり事業の充実		
		2. リハビリテーション及び医療の充実	(1)リハビリテーションの充実 (2)医療費助成制度等の実施		
	教育・文化・スポーツ等の振興	1. 障害児保育・教育の充実	(1)障害児保育の充実 (2)就学支援・相談体制の充実 (3)特別支援教育の充実 (4)教職員の資質向上 (5)交流教育の推進 (6)放課後等の居場所づくり		
			2. 文化・スポーツ活動の振興	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進 (2)文化・社会活動の推進 (3)イベント・交流事業の実施	
				雇用・就業・経済的自立の支援	1. 障害のある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発 (1)障害者雇用の普及・啓発 (2)障害者雇用の促進 (3)雇用・就労施策との連携
					2. 経済的支援の充実 (1)経済的自立の支援
			安全・安心な生活環境の整備	1. 生活環境の整備 (1)ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備	
				2. 移動支援の充実 (1)移動支援サービスの充実	
	3. 防災・防犯対策の充実 (1)災害時の支援体制				
	差別の解消・権利擁護の推進	1. 障害理解の促進 (1)障害に対する広報・啓発の推進 (2)地域における福祉教育の推進 (3)学校における福祉教育の推進			
			2. 差別解消、虐待防止、権利擁護の推進 (1)障害を理由とする差別の解消の推進 (2)虐待防止対策の推進 (3)権利擁護の推進		

計画	基本方針	施策	事業
第5期 障害福祉計画	障害福祉サービスの活動目標	1. 訪問系サービス	(1)居宅介護(ホームヘルプ)
			(2)重度訪問介護
			(3)同行援護
			(4)行動援護
			(5)重度障害者等包括支援
		2. 日中活動系サービス	(1)生活介護
			(2)自立訓練(機能訓練)
			(3)自立訓練(生活訓練)
			(4)就労移行支援
			(5)就労継続支援(A型)
			(6)就労継続支援(B型)
			(7)就労定着支援
			(8)療養介護
			(9)短期入所(ショートステイ)
		3. 居住系サービス	(1)自立生活援助
			(2)共同生活援助(グループホーム)
		4. 相談支援	(1)計画相談支援(個別計画作成)
			(2)地域移行支援
			(3)地域定着支援
		5. 地域生活支援事業	(1)理解促進研修・啓発事業
			(2)自発的活動支援事業
			(3)相談支援事業
			①障害者相談支援事業
			②基幹相談支援センター
	③住宅入居等支援事業(居住サポート事業)		
	(4)成年後見制度利用支援事業		
	(5)意思疎通支援事業		
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
	②手話通訳者設置事業		
	(6)日常生活用具給付等事業		
	(7)移動支援事業		
	(8)地域活動支援センター事業		
(9)日中一時支援事業			
(10)生活サポート事業			
(11)身体障害者自動車運転免許取得費補助事業			
(12)身体障害者自動車改造費補助事業			
(13)障害者訪問入浴サービス事業			
6. 障害福祉サービスにおける見込量確保の方策			
障害児福祉計画(第1期)	1. 障害児通所支援等	(1)児童発達支援	
		(2)放課後等デイサービス	
		(3)保育所等訪問支援	
		(4)障害児支援利用援助	
		(5)継続障害児支援利用援助	
	2. 子ども・子育て支援等に基づく支援	(1)保育園・認定こども園	
		(2)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	
	3. 児童福祉法に定めるサービスに関する見込量確保の方策		